

平成20年（ネ）第3210号 再開発事業差止請求控訴事件
平成20年（ネ）第3384号 再開発事業差止請求共同訴訟参加控訴事件
控訴人 澤田寿一 外53名
補助参加人 太田ハルヨ 外20名
被控訴人 二子玉川東地区市街地再開発組合

準備書面（2）

東京高等裁判所第2民事部御中

2009年3月13日

控訴人ら及び補助参加人ら代理人

弁護士	淵脇みどり
同	原希世巳
同	小林容子
同	吉田悌一郎
同	牧戸美佳

第1 被控訴人準備書面（2）に対する反論

- 1 再開発事業の実体は、民間活力の活用によりまちづくりを実現しようとする制度であり、民間の不動産事業と公共的事業の複合的な事業である。

再開発事業はそもそもその両面を持ち合わせているが、民間の不動産事業が本来内包している私企業の利潤追求という要請を実現しようとするれば、自ずと地域住民の権利や環境に配慮せず、乱開発による権利侵害を引き起こしやすくなる。これに対し、再開発事業とするためには、公共の福祉の観点から地域の特性を活かし、地域の整備課題を実現するために、その事業内容に適正な公共性の実現のための規制がかけられなければならない。

しかしながら、本件再開発事業のように、民間開発と公共性のバランスを著しく欠き、専ら不動産事業としての私的利潤追求目的を最優先させ、周辺住民の住環境全体に複合的な著しい権利侵害を引き起こす事業は、その実体がまさに、被控訴人による民間乱開発事業であるという実体を直視しなければならないのである。

本件事業の施行者が被控訴人であり、不動産の権利主体、事業主体であること、しかも、この事業による経済的利益を享受するのが被控訴人であり、被控訴人の構成員である地権者らの要請により、その依頼を受けたコンサルタント会社RIAが世田谷区からも委託を受け、推進してきた事業であることを看過してはならない。

被控訴人は 準備書面（2）では、「本件訴訟の本質は行政権の行使に関する不服を内容とするものである。」と主張しているが、これは、専ら被控訴人の責任逃れにすぎない。

控訴人らの権利侵害は「再開発事業の手法を濫用することにより、都市計画

公園，風致地区，高さ制限等の従来の行政権による規制を不当に緩和させ，巨大な乱開発不動産事業を推進する被控訴人の超高層ビルを乱立させる建築工事」によって引き起こされるのである。被控訴人は権利被害の加害者として責任主体であることに背を向けることはできない。通常の民間開発であっても，建築基準法や都市計画法に基づく，許可制度など複数の行政庁の行政処分を経て，工事を行うが，その行政処分に対する行政責任の追及行為と施行主体に対する差し止め，損害賠償等の責任追及は両立しうるのは当然である。本件再開発事業が都市計画法，都市再開発法の手続きによって，進められてきたと言っても，その違法性の追及方法が専ら行政訴訟法によるべきであると限定されるものではなく，施行者である被控訴人は差し止め，損害賠償等の責任主体である。

被控訴人の主張は，責任の所在については，行政権の行使によるものとして，行政にその責任を転嫁しながら，その事業による利潤は専ら自らの不動産事業として，最大限独占しようとするものであり，不当である。

- 2 控訴人らを含む133名が住民訴訟を提起していることは，かかる再開発事業が内包する民間事業と公共事業の複合性の観点から当然の訴訟形態である。これを持って，差し止め請求権の行使を否定する理由にはならない。

第2 景観，及び眺望の破壊について

景観，眺望の破壊の権利侵害は客観的に明白であり，原判決も権利被害があることは認定している。

原判決は，単に本件再開発事業が都市再開発事業としての手続きを形式的に経ていることのみをもって，「公共性ある事業」のために受忍限度の範囲内とする過ちを犯している。

甲第225号証「世田谷区作成昭和58年3月再開発事業基本構想」13頁には「住宅の形態としては中高層住宅ではなく，低層高密度住宅とし，できるだけ，景観を損ねないようにする必要がある。」と明確に定めている。すなわち当該地域のまちづくりにおいては「再開発によってしても景観，眺望は守るべき権利」であり，被害を受忍しなければならない理由は全くないのである。

世田谷区は，国分寺崖線と多摩川流域の景観は最も守られるべき景観として貴重な財産と位置付けており，この地域における景観の保全は，まちづくりにおいて優先的な重要課題である。

第3 圧迫感について

被控訴人の「平成6年12月環境影響評価技術指針」（甲125）の解釈についての被控訴人の主張は完全に誤りである。

同号証148頁の四角で囲った部分は，「3 予測」として「（1）予測事項（2）予測の対象地点（3）予測地域（4）予測方法」と項目が分けて記載されており，（1）の予測事項としては「①主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度②代表的な眺望点の改変の程度，及びその地点からの眺望の変化の程度，③貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度④圧迫感の変化の程度」として記載している。さらに，この囲みの内容について，四角の囲みの下に（1）ないし（4）の詳細な説明が記載され

ている。

問題は（４）の予測方法であるが、四角の囲みの中では、「（４）予測方法予測は、対象事業の種類及び規模並びに地域景観の特性等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから、適切なものを選択し、又は組み合わせる。」として「①完成予想図の作成、②可視領域図の作成、③最大仰角図の作成、④形態率図の作成、⑤天空図の作成、⑥その他適切な手法」としており、四角の囲み外では、「（４）予測手法の選択又は組み合わせは、次に掲げるとおりとする。」として、四角の囲みの中に示された（１）予測事項①～④ごとに、取るべき手法を特定している。

①、②、③については省略するが、「（４）④ 圧迫感の変化の程度についての予測は、形態率図表による形態率の算定、天空図の作成等による。」として明記しており、個々に「最大仰角図の作成」という手法は記載されていない。（同号証 149 頁 6 行目から 7 行目）。すなわち、予測手法の選択組み合わせは、何を予測するのかという予測事項に応じて、適切なものを組み合わせるべきとして、手法の特定を定めているものであり、圧迫感の変化という予測事項に関しては、最大仰角図を選択することは適切とはいえないのである。

このことは甲第 287 号証「昭和 63 年 3 月の環境影響評価技術指針」の四角の囲みの外の同じ場所（192 頁下から 2 行目）の記載が「（４）④ 圧迫感の変化の程度についての予測は、最大仰角図の作成、形態率の作成、天空図の作成等の手法による。」としていたものを平成 6 年では明らかに「最大仰角図の作成」を削除していることから、より明らかである。

この点は原審で、本件事業の圧迫感について、測定し本件事業の建築物が許容限界値（8%）を著しく超える 36% に及ぶことを立証し、証言した高本直司証人が、原判決の圧迫感に関する事実認定の評価の誤りを明らかにするため、環境影響評価記述指針の解釈とその法的位置づけについて詳細に論じた意見書（甲 286）に丁寧に論じられている。（同号証 4 頁から 6 頁）。同号証 6 頁の表に明らかのように、予測事項に応じて、予測手法の適切な選択、組み合わせが詳細に定められているのである。予測対象が景観なのか、眺望なのか、圧迫感なのか、景勝地なのかによって、適正な予測手法が異なるのは当然であり、被控訴人の主張は、この点の理解が欠落している。環境影響評価技術指針は、科学的な環境影響評価の手法を定める技術指針であり、被控訴人のように誤った独自の解釈により、自らの誤った環境影響評価を正当化することはできない。

第 4 洪水被害の拡大について

1 本件再開発地域に水害が発生しやすい理由

- (1) 本件再開発地域に水害が発生しやすい理由については、2008 年 12 月 10 日付の控訴人ら準備書面（1）で詳細に述べたが、これらの主張は坂巻幸雄氏の意見書によっても裏付けられた。
- (2) すなわち、同意見書 2 頁「A」地史及び地形」によれば、本件再開発地域は、「武蔵野台地の南西端に連なる・・・多摩川に接する帯状の低地に当たる。」「多摩川は、明治初期まではこの崖下を自由に蛇行して流れていたが、・・・流路は直線化され現在に至った。」「その北側の旧流路

は、・・・かつては水田と梨畑になっていた。」とあり、多摩川に接する帯状低地である本件再開発地域が、明治初期までは多摩川の流路であり、河川改修後は舟底状の後背湿地として残され、水田や梨畑などに利用されていたとされている（同意見書添付の図1）。

そして、同意見書2頁「B）水系」では、「上記の舟底状低地の排水を担っていたはずの丸子川（六郷用水）は、・・・崖錐の上に移された。」「このため現在では排水機能はなくなり、・・・マイナスの効果をもたらしている。」とあり、本件再開発地域の排水を担っていた丸子川は灌漑用水として利用するために人為的に約3m標高の高い崖錐の上に移されたため（同意見書の図3）、現在では排水機能がないと述べられている。

さらに、同意見書3頁「D）いわゆる『環八豪雨（ゲリラ豪雨）』について」では、「なかでも二子玉川近くを通っている環状八号線に沿っては、特に積乱雲が発達しやすいことが知られている。」「環八豪雨のこれまでの被害域は、・・・警戒をないがしろにすることはできない。」とあり、本件再開発地域が、「環八豪雨」といわれるゲリラ豪雨の既往発生域の近傍に当たる局所的集中豪雨多発地帯であるとされている。

- (3) このように、本件再開発地域は、地史・地形的要因及び気候的要因により、極めて水害が発生しやすい地域となっているのである。

2 本件再開発事業による洪水被害増加

- (1) 上記のように、本件再開発地域は特に水害多発地域であるにもかかわらず、被控訴人はこの地に高さ約6～7mの人工地盤を建設しようとしているのである。このような控訴人らの本件再開発事業が、本件再開発地域の周辺住民に甚大な水害被害をもたらすことは明らかである。

- (2) この点について、坂巻氏は、丸子川溢流によって海拔10mの地点で地表面上2mの浸水を来したとして、本件再開発事業による洪水被害増加の推算を行った（坂巻氏意見書4頁「3. 再開発事業による洪水被害増加の推算」）。なお、この推算による総湛水量は406,250m³とされているが（同意見書4頁下から2行目）、この値は局所的集中豪雨の総降水量を降水域の半径2.5km、継続時間2時間、時間降水量100mm/時として試算した場合の総降水量39.3×10⁵m³とごく近い値である（同意見書5頁下から7行目）。今日100mm/時を超える局所的集中豪雨は都内でも度々観測されている（甲289の東京都豪雨対策基本方針1頁「図1-1 都内における時間50ミリ以上の豪雨の数」によれば、時間100ミリ以上の降雨観測回数は平成17年は8回、平成11年は4回ある。）ことから、この推算は決して何百年に1度しか発生しないような局所的集中豪雨を想定したものではない。地球温暖化やヒートアイランド現象によって、同程度の局所的集中豪雨は今後さらに頻発することが予測されているのである。

坂巻氏の推算によれば、本件再開発区域に洪水流の浸入を許さないものと仮定した場合、その想定水深は2.48mにもなる（同意見書5頁5行目）。また、再開発の全用地面積の半分に湛水が受け入れられたと仮定しても、浸水深は従来よりおよそ1割増加することが見込まれる（同意見書5頁7行目）。同意見書5頁10行目にもあるように、床下浸水と床上浸水とでは、浸水被害を被った周辺住民の受ける財産的・精神的損害には大差がある

のであり、たとえ数cm水かさが増える過ぎないとしても、受忍限度の範囲内だと言い切るのは大きな誤りである。

本件再開発事業3街区のマンション販売においては、モデルルームを訪れた購入予定者らに、洪水流は敷地内に入れぬ措置を講じてある旨の説明がなされている。マンション購入者らの生命、身体、財産の安全を確保するために被控訴人らがそのような措置を講じていることは容易に推測できるし、マンションを販売する者として当然の責務である。しかし、一方で、マンション購入者らの生命、身体、財産の安全確保のみに目を向けた浸水防止措置は、控訴人ら本件再開発地域周辺住民の浸水被害をさらに深刻なものにする。被控訴人は本件再開発事業が公共性の高い事業であると主張するのならば、マンション購入者らだけではなく、周辺住民の生命、身体、財産の安全を確保すべく浸水対策を講ずべきである。

なお、現在本件再開発事業の隣地に世田谷区の二子玉川公園（仮称）整備が進められており、今後本件再開発事業の人工地盤とほぼ同じ高さの土盛りが行われる予定である。この公園の事業主は被控訴人ではないものの、公園整備計画は本件再開発事業とは全く無関係なものではなく、本件再開発事業に関連して行われるものである。この公園整備計画と被控訴人らの本件再開発事業が相俟って、周辺住民にさらに深刻な浸水被害を発生させることが懸念されている。

- (3) 以上より、本件再開発事業が遂行されれば、今日頻発している局所的集中豪雨により、控訴人ら周辺住民に甚大な水害被害が発生することは明らかである。

3 被控訴人の主張の不当性

- (1) 以上の控訴人らの主張に対して、被控訴人は、平成21年2月10日付の準備書面(2)4頁6行目において、「控訴人らの主張は、あくまでも仮定的・抽象的な予測に基づく・・・何ら科学的な因果関係も存在しない。」などと述べているが、控訴人らがこれまで提出した書証及び坂巻氏意見書からは、控訴人らの主張が全く非現実的な仮定的・抽象的な予測でないことは明らかである。

また、被控訴人は「何よりも、本件都市計画決定に至る過程においては、災害発生時の問題点を踏まえた上で、最終的に本件都市計画決定に至っている。」と主張しているが、環境影響評価では洪水被害については対象となっておらず、被控訴人らの反論は当たらない。また、現時点で控訴人ら周辺住民に甚大な水害被害が発生することが容易に予測できる以上、環境影響評価で対象となっていないことは被控訴人らの責任が免責される理由とはならない。控訴人ら周辺住民に看過しがたい水害被害が発生する具体的危険性が明らかになった時点で、被控訴人らにはこれを防止する責務があるというべきである。

- (2) また、被控訴人は「なお、念のため付言すると、人工地盤は、構造上、洪水時に、周辺地域の水かさを増加させるものではない。」「したがって、世田谷区ハザードマップにいう、・・・周辺地域の水は、むしろ人工地盤の下に流入することになると考えられる。」(同準備書面4頁下から13行目)などと述べているが、上述したように本件再開発事業3街区の

マンション販売においては、モデルルームを訪れた購入予定者らに、洪水流は敷地内に入れない措置を講じてある旨の説明がなされている。

マンション購入予定者に上記のような説明をしておきながら、実際はそのような措置を何ら講じていないのであれば、これはマンション売主としてあるまじき行為である。被控訴人は当然の責務としてマンション購入者の生命、身体、財産の安全を確保すべく何らかの浸水防止措置を講じていると考えるのが常識的であり、そうであるならば、人工地盤に仮に洪水流が流れ込むとしても僅少であるはずであるから、被控訴人の「人工地盤は、構造上、洪水時に、周辺地域の水かさを増加させるものではない。」という主張は当たらない。

- (3) なお、被控訴人は「そもそも、他人が所有する土地を自分たちの『遊水池』としてあてにすること自体、暴論と言わざるを得ない。」などと述べ（同準備書面4頁下から5行目）、また、第1審における本件再開発事業のコーディネーターである宮原氏も第1審の証人尋問期日に同様の趣旨の証言を行っている（宮原尋問調書30頁）。

このように、被控訴人は、控訴人ら周辺住民が本件再開発事業によってどのような水害被害を被るかに対して全く意に介していない。しかし、本件再開発事業は公共性の高い事業であることを理由として多額の公金が投入されることになっているのである。にもかかわらず、「他人が所有する土地を・・・。」などと主張すること自体暴論といわざるを得ない。

4 小括

昭和58年の二子玉川地区市街地再開発基本構想では、二子玉川地再開発基本構想の街づくりのテーマ3「豊かな生活環境づくり」として「安全で快適に過ごせる街」が街の性格としてかけられ、また、街の機能として「防災機能の整った街」がかけられている（甲225の12頁）。このような性格・機能を有する街づくりであるからこそ、多額の公金が投入される公共性の高い事業とされることになったのである。本件再開発事業が、この昭和58年の基本構想に沿って遂行され、本当に「都市基盤整備等を通じて安全で快適な複合市街地の創出を計ろうとするもの」（被控訴人ら平成20年11月11日準備書面（1）の3頁3行目）であるならば、控訴人らは本件のような訴訟など提起していない。

ところが、被控訴人によって現在遂行されている本件再開発事業は上記昭和58年の基本構想とは全くかけ離れたものとなっている。もしこのまま本件再開発事業が遂行されれば、周辺住民は「安全で快適に過ごせる街」どころか、大雨が降るたびに「浸水被害に脅かされる街」で暮らし続けなければならなくなるのである。このような周辺住民の被害が受忍限度の範囲内だとは到底いえない。本件再開発事業3街区と二子玉川公園（仮称）にほど近い場所に居住する補助参加人木村宏美氏は陳述書で次のように述べている。

今でも、少し強い雨が降ると家の前の区道や交差点に水がたまります。冬に雪が積もったときも、雪解け水が全てこのあたりにたまってしまい、シャーベット状の雪がいつまでも解けません。上野毛通りの急勾配を受け止める玉川高校の角の信号の道では、強い雨が降ると、国分寺崖線からの水や、下水が勢いよく流れ込

むので、マンホールがあふれてしまうこともよくあります。

このように、現在でも本件再開発事業地の周辺住民は、水の被害に悩まされているのである。本件再開発事業によって、6～7mの人工地盤が建設されれば、これまで本件再開発区域が受け入れていた湛水が周辺地域に流れ込み、周辺住民の生命、身体、財産に対する被害が甚大なものになることは明らかである。そして、この危険はもはや抽象的なものではなく、具体的な危険というべきである。

したがって、本件再開発事業は周辺住民の生命、身体及び財産という重大な権利を侵害する違法な事業であるから直ちに差し止められるべきである。

第5 大気汚染について

被控訴人は、「本件環境影響評価の過程において、大気汚染に関する問題点の指摘がなされ、その指摘をふまえた上で、最終的に本件都市計画決定に至っている。」とし、一方で、「控訴人らが環境影響評価の手続きや、住民監査請求で全く取り上げられなかった意見を本件請求で蒸し返している。」と主張している。

環境影響評価については、住民の問題点の指摘をふまえて、適正な対処をし、住民の意見を反映させて、蒸し返しの事態を招かないようにするのが、都市計画手続きの法の趣旨、目的である。「蒸し返し」だと非難するのではなく、環境影響評価手続きにおいて、住民の指摘の問題点について、適切な解決策を示し得なかった自らの責任を問うべきである。

一日あたり25400台という急激な開発交通量の増加、集中による生命、身体への健康被害は甚大である。

被控訴人はすべからず、本件再開発事業の遂行について、社会的責任を行政府に転化し、必要な説明責任すら果たそうとしない。一方で行政府の行政行為による公共的事業であることを振り回して、この事業の適法性、正当性を主張しながら、他方では自らが民間人であることから、証明責任については、専ら控訴人にあるとして最低限必要な説明責任すら回避しようとする。一方で、民間開発事業の実体を有し、地域の建築規制の例外的緩和を受けて、不動産事業としての収益を上げ、他方で「まちづくり」としての公共性を声高に叫ぶのであれば、これらの巨大建築工事により、住民らの権利侵害がないことを自ら説明立証すべきである。

環境影響評価の不備についても、「環境影響評価をする立場にない。」等と無責任な態度に終始せず、今からでも、必要な追加、修正補正評価作業を独自に行って、住民に説得すべきである。

第6 関連事業について

被控訴人の主張は「道路」という都市施設だと言うだけで「絶対的な公共性」を付与するとみる議論である。その主張は「再開発事業」であるというだけで、すなわち「絶対的な公共性」があるとする議論と等しい粗暴な議論である。

誰のための、何の目的の道路か、それは再開発事業のためである。そしてそ

の再開発事業は誰のための何の目的のための事業かと言うことが吟味されて初めて、控訴人ら住民の著しい権利被害が受忍すべき範囲内か否かが判断されるべきである。

甲第278号証は首都圏道路問題連絡会代表幹事の標博重氏が本件再開発事業に関連する駒沢通りの拡幅について明確に中止の必要性を延べている。

本開発計画は本地域に一日あたり25400台もの大量な開発交通量を発生させようとしている。開発地域内や近接周辺には評価書によれば道路整備計画があるが、整備範囲は事業地内に限定されており、関連道路（玉川通り、環八、多摩堤通りの開発地域外）に対する交通量対策は事業計画において配慮されていない。駒沢通りは現況改変の必要がなく、拡幅すれば、誘発交通量が増加し、街は壊れる。また、拡幅と共に、現在9%程度に収まっている大型車の交通が必然的に増加することになる。大型車の交通量は他の道路の半分程度であり、現在の良好な環境保全に役立っているのも、拡幅すべきではない。また、環境影響評価書によれば、大気汚染公害（NO₂）は駒沢通りの大気汚染濃度は現況は0.056%と、環境影響評価の上限値に近い悪環境である。これは、駒沢通りそのものは交通量は少ないが、この地域は玉川通り、環八、多摩堤通り等の18万台近くの大交通量が低地の本件地域に環境基準を大幅に超える濃厚な汚染を広範にもたらしており、駒沢通り沿道にも波及している。また騒音も現況で既に環境基準を超えているのであり、騒音悪化による環境破壊も大きい。25400台の開発交通量については、交通流も大きく変化し、混雑度は上昇する。

これらの指摘は、本件再開発事業に関連して行われる駒沢通りの拡幅事業について、その問題点が本件再開発事業の問題点と同一の問題であること、しかも、その必要性が認められないことを明らかにしている。

被控訴人澤田寿一の陳述書に明らかなように、その被害は複合的かつ、深刻なものであり、この地域で住み続けていく権利そのものが脅かされている。

第7 公共性について

被控訴人の主張する公共性の実体は公共施設（「道路」と、「公園」）という物理的都市施設の造成というだけである。仮に単一事業者の民間開発であっても、一定規模の開発事業については、建築物の規模に応じた道路と広場などの造成は自己資金の負担で、義務づけられるものである。道路と公園の造成は特別に「住民ら広く公共にとって利益になる」ものではない。これは、「都市施設」というだけで「絶対的な公共性」を主張する前記の粗暴な理論に固執するものである。原審から一貫して主張する被控訴人の「都市施設」イコール公共性という立場は「住みやすいまちづくり」としてのあるべき姿からはかけ離れている。

この点については準備書面（1）で詳細に論じた点である。岩見証人の証人尋問を採用し、その意見書に示された本件再開発事業の反公共性の具体的内容を十分に審理すべきである。

原判決が、被控訴人の権利侵害行為（本件再開発事業建築工事）の行為態様の違法性についての控訴人らの主張を全面的に「主張自体失当」として審理の対象にしないまま、「再開発事業」だというだけで、その内容を全く吟味せず「公共性があり」として、控訴人らの権利や法的利益の侵害を「受忍限度内」

としたことは、本件紛争の本質に目をつぶるものであり、原判決の最も重大な誤りである。この点については控訴審において重点的に実質審理すべきであり、岩見証人の証人採用は不可欠である。

証人採用についての意見は別途意見書でも詳細に記載し、提出した。

第8 控訴人らの望む解決の方向

控訴人ら、補助参加人らは、裁判所に対し、本件再開発事業による、周辺住民の権利被害の危険性が、高度な蓋然性を持って発生する確実なものであり、しかも、住民、行政らが、長年にわたって、共に努力して守り続けてきた良好な住環境を根本的に破壊し、住民らの日常生活に複合的な、生命、健康への被害が大きいこと、さらに、景観、眺望の破壊、圧迫感などにより、著しい精神的苦痛を被り、日常の交通、通勤、通学、余暇の過ごし方等生活に著しい不便を強いられることを明らかにして、その事業を差し止めることを求めて提訴した。

しかしながら、被控訴人は、事業施行者として、「できるだけ被害を小さくするために、できうる限りのことをして、被害が発生しないように努める。」という最低限の責任を放棄し、事業を強行してきた。

また、本件再開発事業は、二子玉川公園事業、堤防事業、関連道路建設事業、鉄道事業等々複数の関連事業にその深刻な被害の影響を拡大してきている。

控訴人らは、請求の趣旨記載の判決を求めるとともに、判決による解決に固執することなく、より抜本的解決のために、以下の通り、協議による建設的解決を合わせて要請する。

控訴人らは、裁判所に対し、都市工学の専門家である岩見良太郎教授の証人尋問を採用し、本件再開発事業の反公共的本質を深く理解された上で、「判決」を下しうる司法の正義の指針のもとで、訴訟当事者相互が真摯に協議し、行政庁や、地権者等関係者の相互利害を調整して、本件再開発事業の工事を一旦停止し、「昭和58年3月世田谷区再開発基本構想」にたちもどり、真に住民の福祉を実現する未来へのまちづくりへ本件再開発事業の計画内容を見直すように求めるものである。

以 上